

公共施設敷地内の喫煙所に関する請願書

1. 請願の要旨

香芝市の公共施設敷地内における喫煙所新設は行わないこと

2. 請願の理由

- ① 「改正健康増進法」の趣旨を尊重するなら、受動喫煙を防止する最大の取り組みは喫煙をさせない環境をつくることであり、喫煙を減少する方向が世界の流れです。国の受動喫煙防止の道筋とかけ離れています。
- ② 奈良県においても「なら健康長寿基本計画」とその中間見直しにより県下の各市町村庁舎敷地内での禁煙達成率の目標値を令和4年までに100%にすることが定められています。県の施策とは相いれない決議です。
- ③ 平成30年「香芝市受動喫煙防止条例」において県下でいち早く、全会一致で決議され、その結果、既に庁舎敷地内での禁煙が定着しています。
この度の分煙の為の喫煙所設置はこういった香芝市の取り組みの流れと逆行しています。
- ④ この度の議会決議は全国的にみても稀のケースであり、世界に発信される程のニュース性があり、香芝市民としても不名誉な喫煙所設置決議です。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。